

2026 『出る順宅建士』 シリーズ訂正表

令和8年4月3日

株式会社東京リーガルマインド

宅建士試験部

この度は、弊社のテキストを愛読いただき、ありがとうございます。

以下の教材について一部訂正がありました。

ご不便をおかけしますこと心よりお詫び申し上げます。

◆出る順宅建士 合格テキスト③ 法令上の制限・税・その他

ページ ・箇所	訂正 ・ 削除	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
416 ページ 最終行	訂正	<u>証券化支援事業では、高齢者 向け返済特例制度は設けられ ていません。</u>	<u>証券化支援業務(買取型)では、 高齢者の死亡時に一括して返 済する貸付金の償還方法によ る貸付債権も対象となります。</u>

◆出る順宅建士 ウォーク問① 権利関係

P. 138 問 68 選択肢 4 解説 ⇒ 下記に差替え

☆④ 誤 1月以内ではない。 11-3-3
 所有権の登記名義人の氏名もしくは名称又は住所について変更
 があったときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があった
 日から2年以内に、氏名もしくは名称又は住所についての変更の
 登記を申請しなければならない(不登法76条の5)。1月以内で
 はない。よって、本肢は誤りであり、本問の正解肢となる。

《切り取り線》

◆出る順宅建士 ウォーク問③ 法令上の制限・税・その他

P. 329, 330 問 162 選択肢 3 問題・解説 ⇒ 下記に差替え

③ 機構は、証券化支援事業(買取型)における民間金融機関の高
 齢者向け住宅ローンについて、借入金の元金の返済を債務者本人の死
 亡時に一括して行う方法による貸付債権は対象としていない。

《切り取り線》

③ 誤 借入金の元金の返済を死亡時に一括して行う方法に
 よる貸付債権も対象となる。

機構が証券化支援事業(買取型)により譲り受ける高齢者へ
 の貸付債権については、元金の返済を債務者本人の死亡時に一
 括して行う方法による貸付債権も対象となる(機構業務方法書
 3条2項)。よって、本肢は誤りであり、本問の正解肢となる。

《切り取り線》

* A4用紙に印刷いただくと、『ウォーク問』に適合した大きさになります。



0 002021 263457

TU26345